議第十一号議案

埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例

埼玉県議会委員会条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「十二人」を「十一人」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十七年五月二十六日提出

埼玉県議会議員　長峰宏芳
同　田並尚明
同　水村篤弘
同　菅原文仁
同　岡重夫
同　村岡正嗣
同　齊藤邦明
同　中野英幸
同　藤林富美雄
同　石井平夫
同　神尾髙善
同　田村琢実
同　蒲生徳明
同　宮崎栄治郎
同　鈴木弘
同　小島信昭
同　野本陽一

提案理由

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部が改正されたことに伴い、常任委員会の委員定数を改定したいので、この案を提出するものである。